

奈良市公報

第 195 号

平成 17 年 4 月 1 日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社 京阪工技社

目 次

規 則

○奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	1
○道路の位置指定	2
○住居番号の設定	3
○開発行為に関する工事の完了	3
○放置自転車等の保管（2 件）	3
○開発行為に関する工事の完了	4
○新設の事業計画のある道路の指定（2 件）	4
○平成 16 年度介護保険料決定通知書の公示送達（3 件）	4
○平成 16 年度介護保険料督促状の公示送達（4 件）	5
○開発行為に関する工事の完了	6
○放置自転車等の保管	6
○放置自転車等の処分	6
○開発行為に関する工事の完了	6
○放置自転車等の保管	7
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	7
○生活保護法の規定による医療機関の指定	7
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	7
○奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合理約の一部訂正	7
○放置自転車等の保管	9
○地縁による団体の認可	10
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの公衆縦覧	10
○道路の位置指定	10
○平成 16 年度奈良市一般会計補正予算等の要領	10
○開発行為に関する工事の完了	17
○放置自転車等の保管	17
○都市計画道路事業事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧（2 件）	18
公 営 企 業	
○一般競争入札の実施	18
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出	19
○一般競争入札の実施	19
教 育 委 員 会	
○定例教育委員会の開催	20
○狭川幼稚園の休園	21

○奈良市指定文化財の指定	21
選挙管理委員会	
○選挙人名簿からの抹消	21
○選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等	21
○在外選挙人名簿からの抹消	21
農 業 委 員 会	
○農地部会の招集	22

規 則

奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 8 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 7 号

奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

奈良市職員被服貸与規則（昭和 42 年奈良市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表 9 の項を削る。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 17 年 3 月 8 日揭示済）

告 示

奈良市告示第 112 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 17 年 3 月 1 日から 2 週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17 年 3 月 1 日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 17 年 3 月 15 日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三松一丁目、二名三丁目、三碓町、富雄元町一丁目、学園朝日元町一丁目、押熊町、中山町、北登美ヶ丘六丁目、歌姫町、宝来町、七条一丁目、川上町、般若寺町、六条町、法華寺町、北永井町、神殿町、南永井町及び大安寺四丁目の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
二名第 2 幹線－ 16	奈良市三松一丁目 802－ 1	奈良市三松一丁目 802－ 2
二名第 2 幹線－ 17	奈良市三松一丁目 741－ 2	奈良市三松一丁目 735－ 1
二名第 4 幹線－ 38	奈良市二名三丁目 4670－ 1	奈良市二名三丁目 1089
鳥見第 2 幹線－ 30	奈良市三碓町 2223－ 5	奈良市三碓町 2223－ 9
富雄元町第 1 幹線－ 7	奈良市富雄元町一丁目 560－ 3	奈良市富雄元町一丁目 561－ 202
鶴舞東幹線－ 76	奈良市学園朝日元町一丁目 613－ 1	奈良市あやめ池北一丁目 1312－ 5
押熊第 1 幹線－ 70	奈良市押熊町 63－ 1	奈良市押熊町 63－ 1
押熊第 1 幹線－ 71	奈良市押熊町 63－ 1	奈良市押熊町 108－ 1
押熊第 1 幹線－ 72	奈良市押熊町 63－ 1	奈良市押熊町 63－ 1
押熊第 1 幹線－ 73	奈良市押熊町 1103－ 1	奈良市押熊町 1103－ 1
押熊第 1 幹線－ 74	奈良市中山町 1526	奈良市中山町 1548－ 1
押熊第 3 幹線－ 2	奈良市北登美ヶ丘六丁目 1400－ 2	奈良市北登美ヶ丘六丁目 1231
押熊第 3 幹線－ 3	奈良市北登美ヶ丘六丁目 1235	奈良市北登美ヶ丘六丁目 2572
押熊第 3 幹線－ 4	奈良市北登美ヶ丘六丁目 1231	奈良市北登美ヶ丘六丁目 1232
押熊第 3 幹線－ 5	奈良市北登美ヶ丘六丁目 1261－ 2	奈良市北登美ヶ丘六丁目 1261－ 2
佐紀幹線－ 142	奈良市歌姫町 1034	奈良市歌姫町 34－ 1
佐紀幹線－ 143	奈良市歌姫町 34－ 5	奈良市歌姫町 36－ 1
佐紀幹線－ 144	奈良市歌姫町 2324	奈良市歌姫町 2321
あやめ池南幹線－ 437	奈良市宝来町 1061－ 4	奈良市宝来町 1065－ 1
七条幹線－ 93	奈良市七条一丁目 405－ 54	奈良市七条一丁目 417－ 5
奈良幹線－ 124	奈良市川上町 56－ 1	奈良市川上町 73－ 1
奈良幹線－ 125	奈良市般若寺町 281－ 1	奈良市般若寺町 290－ 2
都跡幹線－ 240	奈良市六条町 139－ 6	奈良市六条町 139－ 12
都跡幹線－ 241	奈良市法華寺町 30－ 1	奈良市法華寺町 47－ 4
都跡幹線－ 242	奈良市法華寺町 30－ 1	奈良市法華寺町 32－ 1
都跡幹線－ 243	奈良市法華寺町 42－ 14	奈良市法華寺町 42－ 12
都跡幹線－ 244	奈良市法華寺町 43－ 3	奈良市法華寺町 13－ 13
都跡幹線－ 245	奈良市法華寺町 41－ 1	奈良市法華寺町 43－ 26
都跡幹線－ 246	奈良市法華寺町 43－ 17	奈良市法華寺町 44－ 7
都跡幹線－ 247	奈良市法華寺町 61－ 1	奈良市法華寺町 43－ 17
都跡幹線－ 248	奈良市法華寺町 44－ 7	奈良市法華寺町 44－ 5
都跡幹線－ 249	奈良市法華寺町 48－ 1	奈良市法華寺町 48－ 3
明治幹線－ 208	奈良市北永井町 351－ 2	奈良市北永井町 351－ 8
明治幹線－ 209	奈良市神殿町 414－ 5	奈良市神殿町 414－ 8
南永井幹線－ 23	奈良市南永井町 137－ 2	奈良市南永井町 116－ 1
大安寺第 2 幹線－ 35	奈良市大安寺四丁目 1033－ 1	奈良市大安寺四丁目 1033－ 2

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 17年 3月 1日揭示済)

奈良市告示第 113号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。

平成 17年 3月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	大和郡山市本町 49番地
申請者氏名	伸陽興産 代表者 金本 英子
道路の位置	奈良市若葉台三丁目 187番地の 10
道路の幅員	4.99メートル

道路の延長	10.04メートル
指定年月日	平成 17 年 3 月 1 日
指 定 番 号	第 16019 号

(平成 17 年 3 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 114 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 17 年 3 月 1 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17 年 3 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 115 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17 年 3 月 2 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 15 年 11 月 10 日 奈良市指令都整開第 03A- 43 号

平成 16 年 9 月 17 日 奈良市指令都整開第 03A- 43- 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17 年 3 月 2 日 第 916 号

(2) 公共施設 平成 17 年 3 月 2 日 第 391 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西大寺東町一丁目 68 番地の 1 の一部、69 番地の 1、69 番地の 3、69 番地の 4、69 番地の 5 及び 69 番地の 6 並びに奈良市西大寺本町 205 番地の 4、205 番地の 5、205 番地の 6、205 番地の 7、205 番地の 8、206 番地の 6、206 番地の 9 及び 271 番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区難波 2 丁目 2 番 3 号

近鉄不動産株式会社 取締役社長 井上 雅雄

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市西大寺東町一丁目 68 番地の 1 の一部、69 番地の 5 及び 69 番地の 6 並びに奈良市西大寺本町 205 番地の 4、205 番地の 5、205 番地の 6、205 番地の 7、205 番地の 8、206 番地の 6、206 番地の 9 及び 271 番地

(2) 公園

奈良市西大寺東町一丁目 69 番地の 3

(3) 付替水路

奈良市西大寺東町一丁目 68 番地の 1 の一部及び 69 番地の 4

(平成 17 年 3 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 116 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 3 月 2 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 3 月 2 日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111 代表

(平成 17 年 3 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 117 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 3 月 3 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 3 月 3 日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 3月 3日揭示済)

奈良市告示第 118号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 3月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 2月 2日 奈良市指令都整開第 04A- 46号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 17年 3月 4日 第 91号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町 543番地の 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町 425番地

株式会社 桶谷

代表取締役 桶谷 陸

(平成 17年 3月 4日揭示済)

奈良市告示第 119号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 4 号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成 17年 3月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 指定年月日

平成 17年 3月 4日

2 指定した道路の名称

大和都市計画道路事業 3・4・111 大淵鹿ノ畑線

3 指定した道路の区域

奈良市押熊町 2491番地の 4 他 24筆（別紙）

4 指定した道路の幅員

本線部 20.0m

駅進入路 5.0m～9.5m

駅退出路 5.0m

5 指定した道路の延長

本線部 428.0m

駅前広場 1,846.0㎡

駅進入路 132.0m

駅退出路 200.7m

別紙省略

(平成 17年 3月 4日揭示済)

奈良市告示第 120号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第

4 号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成 17年 3月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 指定年月日

平成 17年 3月 4日

2 指定した道路の名称

大和都市計画道路事業 3・4・111 大淵鹿ノ畑線

3 指定した道路の区域

奈良市北登美ヶ丘一丁目 2503番地の 8 他 1筆（別紙）

4 指定した道路の延長

駅前広場 501.0㎡

別紙省略

(平成 17年 3月 4日揭示済)

奈良市告示第 121号

平成 16年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 17年 3月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 この決定通知書の発送年月日	平成 17年 3月 1日		
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	第 1 期分	平成 16年 6月 30日
		第 2 期分	平成 16年 8月 2日
		第 3 期分	平成 16年 8月 31日
		第 4 期分	平成 16年 9月 30日
		第 5 期分	平成 16年 11月 1日
		第 6 期分	平成 16年 11月 30日
		第 7 期分	平成 16年 12月 2日
		第 8 期分	平成 17年 1月 31日
		第 9 期分	平成 17年 2月 28日
		第 10 期分	平成 17年 3月 31日
	変更後	第 1 期分	平成 17年 3月 31日
		第 2 期分	平成 17年 3月 31日
		第 3 期分	平成 17年 3月 31日
		第 4 期分	平成 17年 3月 31日
		第 5 期分	平成 17年 3月 31日
		第 6 期分	平成 17年 3月 31日
		第 7 期分	平成 17年 3月 31日
		第 8 期分	平成 17年 3月 31日
		第 9 期分	平成 17年 3月 31日
		第 10 期分	平成 17年 3月 31日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり		

別紙省略

(平成17年3月8日揭示済)

奈良市告示第122号

平成16年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成17年3月8日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 この決定通知書の発送年月日	平成17年3月1日		
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	第5期分	平成16年11月1日
		第6期分	平成16年11月30日
		第7期分	平成16年12月27日
		第8期分	平成17年1月31日
		第9期分	平成17年2月28日
	変更後	第10期分	平成17年3月31日
		第5期分	平成17年3月31日
		第6期分	平成17年3月31日
		第7期分	平成17年3月31日
		第8期分	平成17年3月31日
		第9期分	平成17年3月31日
		第10期分	平成17年3月31日
3 送達を受けるべき者	省略		

(平成17年3月8日揭示済)

奈良市告示第123号

平成16年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成17年3月8日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

1 この決定通知書の発送年月日	平成17年3月1日		
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	第8期分	平成17年1月31日
		第9期分	平成17年2月28日
		第10期分	平成17年3月31日
	変更後	第8期分	平成17年3月31日

	更新後	第9期分	平成17年3月31日
		第10期分	平成17年3月31日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり		

別紙省略

(平成17年3月8日揭示済)

奈良市告示第124号

平成16年度介護保険料第1期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成17年3月8日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

- この督促状の発送年月日
第1期分 平成16年7月21日
- 送達を受けるべき者
省略

(平成17年3月8日揭示済)

奈良市告示第125号

平成16年度介護保険料第3期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成17年3月8日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

- この督促状の発送年月日
第3期分 平成16年9月17日
- 送達を受けるべき者
省略

(平成17年3月8日揭示済)

奈良市告示第126号

平成16年度介護保険料第4期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 17年 3月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 この督促状の発送年月日

第 4 期分 平成 16年 10月 19日

2 送達を受けるべき者

省略

(平成 17年 3月 8日揭示済)

奈良市告示第 127号

平成 16年度介護保険料第 5 期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 143条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226号）第 20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 17年 3月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 この督促状の発送年月日

第 5 期分 平成 16年 11月 18日

2 送達を受けるべき者

省略

(平成 17年 3月 8日揭示済)

奈良市告示第 128号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 3月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 2月 2日 奈良市指令都整開第 04A- 4号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 17年 3月 8日 第 918号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東九条町 439番地の 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東九条町 463番地

筑瀬 隆行

(平成 17年 3月 8日揭示済)

奈良市告示第 129号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 3月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 3月 8日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 3月 8日揭示済)

奈良市告示第 130号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23号）第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35号）第 5 条の規定により告示します。

平成 17年 3月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 処分の根拠

移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成 17年 3月 23日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 16年 12月 1日、同月 2日、同月 6日から同月 8日まで、同月 10日、同月 13日から同月 17日まで、同月 20日、同月 21日及び同月 24日

(平成 17年 3月 8日揭示済)

奈良市告示第 131号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 3月 9日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 1月 11日 奈良市指令都整開第 04A- 41号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 3月 9日 第 919号

(2) 公共施設 平成 17年 3月 9日 第 392号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大安寺二丁目 45番地・46番地合併の 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市四条大路一丁目 3 番 27号

株式会社 ファーストホーム

代表取締役 梅原 寛克

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市大安寺二丁目 4 番地・4 番地合併の 1 の一部
(平成 17 年 3 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 132 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。
平成 17 年 3 月 9 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 3 月 9 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 3 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 133 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 3 月 9 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
安田医院	奈良市阪原町 577	平成 17 年 3 月 21 日

(平成 17 年 3 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 134 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 3 月 9 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
安田医院	奈良市中山町西二丁目 1052- 50	平成 17 年 3 月 22 日
おおぬま皮フ科	奈良市押熊町 1153- 1	平成 17 年 3 月 1 日
白銀皮フ科クリニック	奈良市富雄北一丁目 3- 5 キタダビル 2 F	平成 17 年 3 月 1 日

(平成 17 年 3 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 135 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55 条の 2 の規定により告示します。

平成 17 年 3 月 9 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
おおぬま皮フ科	奈良市押熊町 1153- 1	居宅療養管理指導	大沼義幸	奈良市右京五丁目 7- 3	平成 17 年 3 月 1 日
居宅介護支援事業所かなで	奈良市六条西三丁目 14- 4	居宅介護支援事業	有限会社コミュニティサポートかなで	奈良市六条西三丁目 14- 4	平成 17 年 2 月 15 日
デイホームかなで六条	奈良市六条西三丁目 14- 4	通所介護	有限会社コミュニティサポートかなで	奈良市六条西三丁目 14- 4	平成 17 年 2 月 15 日
Open Space 燦	奈良市富雄北三丁目 1- 7 グレイス II 103	通所介護	特定非営利活動法人 Open Space 燦	奈良市富雄北三丁目 1- 7 グレイス II 103	平成 17 年 3 月 1 日
グループホーム杏	奈良市杏町 306- 3	認知症対応型共同生活介護	株式会社阪田組	奈良市杏町 306- 3	平成 17 年 2 月 23 日

(平成 17 年 3 月 9 日揭示済)

平成 17 年 3 月 10 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市告示第 136 号

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合理約（平成 17 年奈良市告示第 32 号）の一部を次のとおり訂正します。

訂正前	訂正後
(組合の共同処理する事務) 第 3 条 組合は、組合市町村が設けた条例に基づき貸付けを行った住宅新築資金、宅地取得資金及び住宅改修資金（以下「住宅新築資金等」という。）について、公正で適正かつ効率的に償還を進めるため、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1) 住宅新築資金等に係る債権（以下「債権」という。）を組合に移管した組合市町村の債権に係る事務で次に掲げるもの ア 納入通知書等の送付、債権の徴収等基本的回収事務 イ 督促状の送付、滞納債務者への償還指導、債務引受承認や代位弁済の指導等滞納債権の償還推進関連事務 ウ 抵当権の実行、仮差押えの実施、債務名義取得に関する諸手続等法的措置等の執行事務 (2) 債権を組合に移管しない組合市町村の債権に係る事務で次に掲げるもの ア 前号アに掲げる事務 イ 前号イに掲げる事務 ウ 前号ウに掲げる事務に関する書類作成等の事務 (3) 住宅新築資金等に係る債務（以下「債務」という。）を組合に移管した組合市町村の債務に係る地方債償還事務 (経費) 第 14 条 組合の経費は、組合市町村が貸付けを行った住宅新築資金等の借受人（以下「借受人」という。）からの償還金、組合市町村の事務費負担金及び事業費負担金、特定助成事業及び償還推進助成事業に係る補助金並びにその他の収入をもって充てるものとする。 (負担金) 第 15 条 前条の事務費負担金は、組合の運営経費について、組合市町村ごとに債権の額（償還済みの額を除く。）を基礎として算出する数の割合に応じて組合が算定した額とし、会計年度ごとに当該組合市町村が負担するものとする。 2 前条の事業費負担金は、組合が地方債償還事務を共同処理する組合市町村ごとに、借受人からの償還見込額（前年度当初における借受人からの償還状況等を勘案して組合が算定した額）、特定助成事業に係る補助金、償還推進助成事業に係る補助金（事務的経費に関するものを除く。）及びその他の収入と、組合が償還すべき地方債の償還額を比較して、後者が大きい場合にその差額とし、会計年度ごとに当該組合市町村が負担するものとする。 (会計) 第 16 条 組合の会計は、一般会計及び特別会計とする。 2 一般会計においては、事務費負担金、償還推進助成事業に係る補助金（事務的経費に関するものに限る。）	(組合の共同処理する事務) 第 3 条 組合は、組合市町村が設けた条例に基づき貸付けを行った住宅新築資金、宅地取得資金及び住宅改修資金（以下「住宅新築資金等」という。）について、公正で適正かつ効率的に償還を進めるため、組合市町村から住宅新築資金等に係る債権（以下「債権」という。）の移管を受け、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1) 納入通知書等の送付、債権の徴収等基本的回収事務 (2) 督促状の送付、滞納債務者への償還指導、債務引受承認や代位弁済の指導等滞納債権の償還推進関連事務 (3) 抵当権の実行、仮差押えの実施、債務名義取得に関する諸手続等法的措置等の執行事務 (経費) 第 14 条 組合の経費は、組合市町村が貸付けを行った住宅新築資金等の借受人（以下「借受人」という。）からの償還金、組合市町村の事務費負担金、特定助成事業及び償還推進助成事業に係る補助金並びにその他の収入をもって充てるものとする。 (負担金) 第 15 条 前条の事務費負担金は、組合の運営経費について、組合市町村ごとに債権の額（償還済みの額を除く。）を基礎として算出する数の割合に応じて組合が算定した額とし、会計年度ごとに当該組合市町村が負担するものとする。 (会計) 第 16 条 組合の会計は、一般会計及び特別会計とする。 2 一般会計においては、事務費負担金、償還推進助成事業に係る補助金（事務的経費に関するものに限る。）

及びその他の収入をもってその歳入とし、組合の運営経費をもってその歳出とする。

- 3 特別会計は、組合市町村ごとに区別して設置し、それぞれの組合市町村ごとの特別会計においては、おのおの当該組合市町村に係る借受人からの償還金、事業費負担金、特定助成事業に係る補助金、償還推進助成事業に係る補助金（事務的経費に関するものを除く。）及びその他の収入をもってその歳入とし、組合に債務を移管したおのおの当該組合市町村に係る地方債の償還金又は組合に債務を移管しないおのおの当該組合市町村への返戻金をもってその歳出とする。

（清算手続）

- 第21条 組合を解散する場合において、債権、債務があるときは、当該住宅新築資金等の貸付けを行った組合市町村に当該組合市町村に係る債権、債務を移管するものとし、残余財産があるときに限り、組合市町村が協議してこれを処分する。

別表第1

組合を組織する市町村

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、生駒市、山添村、三郷町、川西町、三宅町、田原本町、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村、曽爾村、御杖村、高取町、王寺町、河合町、吉野町

別表第2

組合会議員を選出すべき区域及び議員の数

選出区 の名称	区 域	選出すべき 議員の数
市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、生駒市	3
町	三郷町、川西町、三宅町、田原本町、大宇陀町、菟田野町、榛原町、高取町、王寺町、河合町、吉野町	5
村	山添村、室生村、曽爾村、御杖村	1

及びその他の収入をもってその歳入とし、組合の運営経費をもってその歳出とする。

- 3 特別会計は、組合市町村ごとに区別して設置し、それぞれの組合市町村ごとの特別会計においては、おのおの当該組合市町村に係る借受人からの償還金、特定助成事業に係る補助金、償還推進助成事業に係る補助金（事務的経費に関するものを除く。）及びその他の収入をもってその歳入とし、おのおの当該組合市町村への返戻金をもってその歳出とする。

（清算手続等）

- 第21条 組合は、組合市町村から移管を受けた債権のうち、一定期間にわたり借受人からの償還金が納付されない債権等を組合の条例で定めるところにより処理する。

- 2 組合を解散する場合において、債権があるときは、当該住宅新築資金等の貸付けを行った組合市町村に当該組合市町村に係る債権を移管するものとし、残余財産があるときに限り、組合市町村が協議してこれを処分する。

別表第1

組合を組織する市町村

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、生駒市、山添村、三郷町、川西町、三宅町、田原本町、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村、曽爾村、御杖村、高取町、王寺町、河合町、吉野町

別表第2

組合会議員を選出すべき区域及び議員の数

選出区 の名称	区 域	選出すべき 議員の数
市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、生駒市	3
町	三郷町、川西町、三宅町、田原本町、大宇陀町、菟田野町、榛原町、高取町、王寺町、河合町、吉野町	5
村	山添村、室生村、曽爾村、御杖村	1

（平成17年3月10日揭示済）

奈良市告示第137号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保

管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成17年3月10日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日

平成 17年 3月 10日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 3月 10日揭示済)

奈良市告示第 138号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 260条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 3月 11日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 名称

五条西二丁目第一自治会

2 規約に定める目的

本会は、3 に定める区域における住民相互の連携、環境の整備、本会所有施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、そのための不動産又は不動産に関する権利等を保有する。

- (1) 会員の親睦、学習活動及び福祉その他相互扶助活動
- (2) 道路の清掃その他環境整備活動及び行政団体への協力活動
- (3) 会員のためのスポーツレクリエーションその他各種イベント活動
- (4) 集会所等所有不動産の維持管理及び会員に対する利用提供活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 区域

奈良市五条西二丁目 1 番 1 号から 4 番 19号、7 番 19号から 17番 21号及び五条西一丁目 32番 6 号の範囲とする。

4 事務所

奈良市五条西二丁目 1 番 1 号

5 代表者の氏名及び住所

氏原 毅士

奈良市五条西二丁目 12番 10号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代行者の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第 260条の 2 第 15項において準用する民法第 68条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに同条第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経て解散する。

9 認可年月日

平成 17年 3月 11日

(平成 17年 3月 11日揭示済)

奈良市告示第 139号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 21条第 2 項において準用する同法第 20条第 1 項の規定により奈良県知事から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 21条第 2 項において準用する同法第 20条第 2 項の規定により奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成 17年 3月 14日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路 3.3.8号 国道 163号バイパス線	生駒市北田原町及び高山町並びに奈良市二名町の各一部
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路 3.5.214号 鹿畑線	生駒市上町及び鹿畑町並びに奈良市二名町の各一部

(平成 17年 3月 14日揭示済)

奈良市告示第 140号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。

平成 17年 3月 14日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良市六条二丁目 5 番 19号
申請者氏名	ヤブウチ建設株式会社 代表取締役 藪内 和雄
道路の位置	奈良市敷島町二丁目 526番地の 1 の一部
道路の幅員	最大 4.75m、 最小 4.50m
道路の延長	34.96m
指定年月日	平成 17年 3月 14日
指 定 番 号	第 16018号

(平成 17年 3月 14日揭示済)

奈良市告示第 141号

平成 17年奈良市議会 3 月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 219条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 17年 3月 14日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 平成 16年度奈良市一般会計補正予算（第 4 号）

- 2 平成16年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算(第4号)
- 3 平成16年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)
- 4 平成16年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 5 平成16年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 6 平成16年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 7 平成16年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 8 平成16年度奈良市宅地造成事業費特別会計補正予算(第1号)

平成16年度奈良市一般会計補正予算(第4号)

平成16年度奈良市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126,717千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,825,19千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 51,075,157	千円 △ 874,319	千円 50,200,838
	1 市 民 税	24,325,615	△ 207,925	24,117,690
	2 固 定 資 産 税	20,289,040	△ 576,479	19,712,561
	4 市 た ば こ 税	1,862,000	△ 30,000	1,832,000
	5 特別土地保有税	17,372	7,239	24,611
	8 都 市 計 画 税	3,557,411	△ 67,154	3,490,257
2 地 方 譲 与 税		1,700,000	△ 135,000	1,565,000
	1 所 得 譲 与 税	620,000	△ 7,000	613,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	780,000	△ 70,000	710,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	300,000	△ 58,000	242,000
3 利子割交付金		680,000	△ 60,000	620,000
	1 利子割交付金	680,000	△ 60,000	620,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		3,000,000	△ 90,000	2,910,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,000,000	△ 90,000	2,910,000
10 地 方 特 例 交 付 金		2,407,000	△ 169,769	2,237,231
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,407,000	△ 169,769	2,237,231
15 国 庫 支 出 金		15,231,634	117,951	15,349,585
	1 国 庫 負 担 金	11,803,971	△ 80,016	11,723,955
	2 国 庫 補 助 金	2,877,017	197,967	3,074,984
16 県 支 出 金		2,446,375	△ 8,742	2,437,633
	1 県 負 担 金	1,173,061	△ 13,242	1,159,819
	2 県 補 助 金	1,061,179	4,500	1,065,679
17 財 産 収 入		580,803	△ 500,000	80,803
	2 財産売払収入	550,100	△ 500,000	50,100
19 繰 入 金		525,752	1,400,000	1,925,752
	1 基 金 繰 入 金	525,752	1,400,000	1,925,752
20 繰 越 金		707,081	660,962	1,368,043

	1 繰越金	707,081	660,962	1,368,043
21 諸収入		1,985,548	△ 100,000	1,885,548
	4 雑入	405,890	△ 100,000	305,890
22 市債		19,130,100	△ 367,800	18,762,300
	1 市債	19,130,100	△ 367,800	18,762,300
歳入合計		115,951,912	△ 126,717	115,825,195

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 12,580,172	千円 △ 231,000	千円 12,349,172
	1 総務管理費	9,017,418	△ 73,000	8,944,418
	2 企画費	1,598,885	△ 158,000	1,440,885
3 民生費		34,381,920	△ 6,051	34,375,869
	1 社会福祉費	13,350,252	105,949	13,456,201
	2 児童福祉費	10,725,937	△ 112,000	10,613,937
4 衛生費		10,961,865	△ 35,000	10,926,865
	2 保健所費	2,454,558	△ 35,000	2,419,558
9 土木費		14,298,222	△ 14,666	14,283,556
	4 都市計画費	10,291,772	△ 14,666	10,277,106
11 教育費		11,602,833	△ 15,000	11,587,833
	1 教育総務費	2,409,930	△ 15,000	2,394,930
13 公債費		23,328,149	175,000	23,503,149
	1 公債費	23,328,149	175,000	23,503,149
歳出合計		115,951,912	△ 126,717	115,825,195

第2表 繰越明許費補正

1 追加分

款	項	事業名	金額
2 総務費			千円 120,580
	2 企画費	合併推進経費	2,500
		京阪奈新線建設事業	118,080
3 民生費			277,020
	1 社会福祉費	環境改善施設整備事業	20,300
		老人福祉施設等整備費補助経費	203,928
	2 児童福祉費	児童福祉施設整備費補助経費	52,792
6 農林水産業費			10,000
	1 農林費	土地基盤整備事業	10,000
9 土木費			48,900
	2 道路橋梁費	道路橋梁維持補修経費	12,200
		道路橋梁新設改良事業	36,700
11 教育費			3,500
	5 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	3,500
12 災害復旧費			6,600
	2 土木施設 災害復旧費	土木施設災害復旧事業	6,600
合計			466,600

第3表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
庁舎等施設整備事業	千円 90,000	千円 —
文化振興施設整備事業	202,300	157,800
福祉施設整備事業	167,700	199,400
保健所等施設整備事業	31,500	—
清掃施設整備事業	74,600	88,200
河川事業	232,700	82,400
都市計画事業	2,169,300	2,152,300
教育振興施設整備事業	13,500	—
義務教育施設整備事業	310,700	350,700
社会教育施設整備事業	137,200	164,200
減税補てん	1,217,000	1,098,700
臨時財政対策	4,200,000	4,185,000
計	19,130,100	18,762,300

平成16年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第4号)

平成16年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算
(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43,316千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,105,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 572,895	千円 △ 28,150	千円 544,745
	1 国庫補助金	572,895	△ 28,150	544,745
6 繰入金		4,199,565	4,734	4,204,299
	1 一般会計繰入金	4,109,565	4,734	4,114,299
8 市債		2,732,900	△ 19,900	2,713,000
	1 市債	2,732,900	△ 19,900	2,713,000
歳入合計		11,149,216	△ 43,316	11,105,900

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		千円 5,974,190	千円 △ 43,316	千円 5,930,874
	2 下水管渠費	2,455,000	△ 56,300	2,398,700
	3 大和川流域下水道整備事業費	218,700	12,984	231,684
歳出合計		11,149,216	△ 43,316	11,105,900

第 2 表 繰越明許費補正

1 変更分

款	項	事業名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 下水道事業費	2 下水管渠費	下水管渠布設事業	千円 479,000	千円 491,600

第 3 表 地方債補正

1 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
下 水 道 事 業	千円 2,732,900	千円 2,713,600

平成 16 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計
補正予算（第 2 号）

平成 16 年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補
正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。
（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予
算の項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金
額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予
算補正」による。

第 1 表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 収 入		千円 670,551	千円 —	千円 670,551
	1 貸付金元利収入	670,551	△ 633,189	37,362
	2 雑 入	—	633,189	633,189
歳 入 合 計		681,954	—	681,954

平成 16 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
（第 2 号）

平成 16 年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算
（第 2 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 41,700

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
25,594,200 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの
金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表
歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		千円 8,402,944	千円 11,360	千円 8,414,304
	1 国 庫 負 担 金	6,825,596	11,360	6,836,956
5 県 支 出 金		222,095	7,200	229,295
	1 県 負 担 金	115,095	7,200	122,295
9 繰 越 金		155,962	23,140	179,102
	1 繰 越 金	155,962	23,140	179,102
歳 入 合 計		25,552,500	41,700	25,594,200

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 16,665,196	千円 2,500	千円 16,667,696
	1 給付諸費	16,665,196	2,500	16,667,696
3 老人保健拠出金		6,434,000	10,400	6,444,400
	1 老人保健拠出金	6,434,000	10,400	6,444,400
5 共同事業拠出金		460,408	28,800	489,208
	1 共同事業拠出金	460,408	28,800	489,208
歳出合計		25,552,500	41,700	25,594,200

平成16年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第2号)

平成16年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ401,79

3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,580,261千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		千円 17,450,361	千円 258,200	千円 17,708,561
	1 支払基金交付金	17,450,361	258,200	17,708,561
2 国庫支出金		6,452,189	95,200	6,547,389
	1 国庫負担金	6,443,254	95,200	6,538,454
3 県支出金		1,611,401	23,800	1,635,201
	1 県負担金	1,611,401	23,800	1,635,201
4 繰入金		1,664,514	24,593	1,689,107
	1 一般会計繰入金	1,664,514	24,593	1,689,107
歳入合計		27,178,468	401,793	27,580,261

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 69,386	千円 572	千円 69,958
	1 総務管理費	69,386	572	69,958
2 医療諸費		27,010,414	401,221	27,411,635
	1 医療諸費	27,010,414	401,221	27,411,635
歳出合計		27,178,468	401,793	27,580,261

平成16年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

平成16年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,788,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 233,650	千円 42,500	千円 276,150
	1 国庫補助金	111,000	14,500	125,500
	2 国庫交付金	122,650	28,000	150,650
2 繰入金		1,186,750	△ 32,400	1,154,350
	1 一般会計繰入金	1,186,750	△ 32,400	1,154,350
3 市債		378,000	△ 19,800	358,200
	1 市債	378,000	△ 19,800	358,200
歳入合計		1,798,400	△ 9,700	1,788,700

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 J R 奈良駅 周辺地区土地 画整理事業費		千円 489,100	千円 △ 4,000	千円 485,100
	1 J R 奈良駅 周辺地区土地 画整理事業費	489,100	△ 4,000	485,100
2 西大寺駅南 地区土地画 整理事業費		476,900	△ 48,200	428,700
	1 西大寺駅南地 区土地画 整理事業費	476,900	△ 48,200	428,700
4 公債費		721,000	42,500	763,500
	1 公債費	721,000	42,500	763,500
歳出合計		1,798,400	△ 9,700	1,788,700

第2表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
J R 奈良駅周辺地区土地画整理事業	千円 209,000	千円 219,000
西大寺駅南地区土地画整理事業	154,000	124,200
計	378,000	358,200

平成 16 年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 16 年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。
(歳入予算の補正)

第 1 表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 117,000	千円 △ 30,000	千円 87,000
	1 使 用 料	117,000	△ 30,000	87,000
2 繰 入 金		236,000	30,000	266,000
	1 一般会計繰入金	236,000	30,000	266,000
歳 入 合 計		353,000	—	353,000

平成 16 年度奈良市宅地造成事業費特別会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成 16 年度奈良市宅地造成事業費特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成 16 年度奈良市宅地造成事業費特別会計予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

(以下「予算」という。)第 2 条中「⁽¹⁾土地売却量 芝辻町外 10,544.17㎡」を、「⁽¹⁾土地売却量 芝辻町外 3,052.72㎡」に改める。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 収益的収入	2,228,700千円	△ 1,978,394千円	250,306千円
第 1 項 売却収入	2,223,662千円	△ 1,978,394千円	245,268千円
		支 出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 収益的支出	2,040,200千円	△ 1,801,258千円	238,942千円
第 1 項 収益的費用	2,040,200千円	△ 1,801,258千円	238,942千円

(重要な資産の取得及び処分)

予算第 6 条「重要な資産の処分は、次のとおりとする。」

「⁽¹⁾処分する資産 土地 芝辻町外 3,052.72㎡とする。
(平成 17 年 3 月 14 日揭示済)」

奈良市告示第 142 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17 年 3 月 15 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16 年 9 月 3 日 奈良市指令都整開第 04A- 20 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17 年 3 月 15 日 第 920 号

(2) 公共施設 平成 17 年 3 月 15 日 第 393 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法華寺町 1241 番地の 1、1241 番地の 4、1242 番地、1243 番地、1256 番地の 1、1257 番地及び 1259 番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市北郡山町 311 番地の 3

和光建設株式会社

代表取締役 峠 隆雄

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市法華寺町 1241 番地の 4、1242 番地、1243 番地、1256 番地の 1、1257 番地及び 1259 番地の各一部

(2) 公園

奈良市法華寺町 1242 番地及び 1243 番地の各一部

(3) 下水道

奈良市法華寺町 1241 番地の 4、1242 番地、1243 番地、1256 番地の 1、1257 番地及び 1259 番地の各一部

(平成 17 年 3 月 15 日揭示済)

奈良市告示第 143 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 3 月 15 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 3 月 15 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 3 月 15 日揭示済)

奈良市告示第 144 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・4・106 三条線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成 17 年 3 月 15 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市都市計画部街路公園課

(平成 17 年 3 月 15 日揭示済)

奈良市告示第 145 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・3・4 大和中央道及び 3・4・105 平城学園前線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成 17 年 3 月 15 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市都市計画部街路公園課

(平成 17 年 3 月 15 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 8 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈

良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成 17 年 3 月 1 日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内学園大和町五丁目～三碓三丁目地内（工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16 年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による総合評価値通知書の総合評価値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
(8) 入札金額を訂正した入札
(9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17 年 3 月 4 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

別表

発注 番号	業種	工事番 号	工事名称	工事場所	工期	工事概 要	予定価格及び最 低制限価格（消 費税及び地方消 費税を除く。）	参加資格	入札日 入札時 間
1	舗装工 事	3-1 -17の 2	口径 200～ 100mm配水 支管改良工 事に伴う路 面復旧工事	市内学園 大和町五 丁目～三 碓三丁目 地内	契約日か ら平成 17 年 3 月 30 日まで	舗装面 積 374㎡	予定価格 2,006,000円 最低制限価格 1,344,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が舗装工事で 、かつ総合評定値 通知書の舗装の総 合評定値が 720点 ～ 749点の業者	平成 17 年 3 月 10日 午前 9 時 30分

(平成 17 年 3 月 1 日揭示済)

奈良市水道局告示第 9 号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示します。

平成 17 年 3 月 10 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
相和工業 有限会社	代表取締役 向井 伯享	奈良市大平尾町 21番地	平成 17 年 3 月 7 日

(平成 17 年 3 月 10 日揭示済)

奈良市水道局告示第 10 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- (2) 入札参加者の決定通知

平成 17 年 3 月 9 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

- (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264 番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200（内線）223

年奈良市規則第 43 号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成 17 年 3 月 15 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内奈良阪町地内（工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16 年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
(4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入

札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日
を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第
2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

別表

発注 番号	業種	工事番 号	工事名称	工事場所	工期	工事概 要	予定価格及び最 低制限価格（消 費税及び地方消 費税を除く。）	参加資格	入札日 入札時 間
1	舗装工 事	3-1 -18の 2	口径 500～ 200耗配水 本・支管移 設工事に伴 う路面復旧 工事	市内奈良 阪町地内	契約日か ら平成 17 年 3月 30 日まで	舗装面 積 1,249㎡	予定価格 4,725,000円 最低制限価格 3,165,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が舗装工事で 、かつ総合評定値 通知書の舗装の総 合評定値が 686点 ～ 719点の業者	平成 17 年 3月 22日 午前 9 時 30分

(平成 17年 3月 15日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第3号

平成 17年 3月定例教育委員会を次のとおり開催します
ので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57年奈良市教育
委員会規則 第 12号）第 3条第 2項の規定により告示しま

(8) 入札金額を訂正した入札

(9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した
入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換
え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 3月 17
日まで（奈良市の休日）を定める条例に規定する市の休
日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午
後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請
書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局
建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加
決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した
場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 3月 18日までに入札参加申請者に通知し
ます。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈
良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200（内線）223

す。

平成 17年 3月 2日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日時

平成 17年 3月 8日（火）

午前 10時から

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

議事

- 議案第 67 号 奈良市立狭川幼稚園の休園について
議案第 68 号 奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第 69 号 奈良市公民館分館規則の一部を改正する規則について
議案第 70 号 奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則について
議案第 71 号 奈良市指定文化財の指定について
議案第 72 号 奈良市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第 73 号 奈良市文化財保存公開施設条例施行規則について
議案第 74 号 平成 17 年度補助するスポーツ団体について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成 17 年 3 月 2 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 4 号

奈良市立狭川幼稚園は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、休園します。

平成 17 年 3 月 8 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

(平成 17 年 3 月 8 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 5 号

奈良市文化財保護条例（昭和 53 年奈良市条例第 7 号）第 4 条の規定により、平成 17 年 3 月 8 日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第 9 条の規定に基づき告示します。

平成 17 年 3 月 8 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

分類	件 名	数 量	所 在 (有)	備考
絵画	絹本着色仏涅槃図	1 幅	奈良市法華寺町 897 海竜王寺	鎌倉時代
考古資料	杉山古墳出土家形埴輪附 埴輪残欠一括	1 箇	奈良県 (奈良市保管)	古墳時代
歴史	奈良奉行所与	6 冊	奈良市春日野	江戸

資料	力・町代日記 (奈良奉行所与力日記 1 冊、奈良奉行所町代日記 5 冊)	町 159 大宮守人	時代
----	--------------------------------------	------------	----

(平成 17 年 3 月 8 日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 11 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、平成 17 年 3 月 1 日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 17 年 3 月 2 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成 17 年 3 月 2 日

2 抹消した者の氏名等

別冊のとおり

別冊省略

(平成 17 年 3 月 2 日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 12 号

平成 17 年 3 月 2 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 4 条の 2 第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりです。

平成 17 年 3 月 2 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

50 分の 1 の数 5,892 人

6 分の 1 の数 49,100 人

3 分の 1 の数 98,199 人

(平成 17 年 3 月 2 日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 13 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 11 第 2 号の規定により、平成 17 年 3 月 1 日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17 年 3 月 2 日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

- 1 抹消年月日
平成 17年 3月 2日
- 2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 3月 2日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 5 号

奈良市農業委員会平成 17年 3月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和 32年農業委員会告示第 4 号)第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 3月 4日

奈良市農業委員会
農地部会長 山 田 正 春
記

- 1 日時
平成 17年 3月 14日(月) 午前 9 時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号
奈良市役所 北棟 6 階 第 22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和 27年法律第 229号)第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 20条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (4) 農業経営基盤強化促進法第 18条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
 - (5) 農地法第 25条第 2 項の規定による通知の受理について(小作契約変更分)
 - (6) 水田利用転換届出について(2 月専決処理分)
 - (7) 知事許可について(2 月許可分)
 - (8) 非農地証明について(2 月分)

(平成 17年 3月 4日揭示済)